


# 当日配布

庁議付議事案書

開催・平成28年7月27日

所管部課	学校教育課	給食課	部長	阿部 晴彦		
件名	東大和市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について					
			区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市職員労働安全衛生管理規則、東大和市教育委員会事務局処務規則、東大和市学校給食センター給食費に関する規則、東大和市学校給食センター運営委員会規則				
	部課機関	職員課、学校教育課				
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市新学校給食センターは、平成28年9月末に竣工が見込まれることから、名称及び位置を規定する東大和市学校給食センター設置条例の一部を改正する。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東大和市新学校給食センターの名称を「東大和市学校給食センター」とし、位置を「東大和市桜が丘2丁目142番地の41」とする。また、第一学校給食センター及び第二学校給食センターの名称及び位置を規定する別表を削除する。(第2条、別表)</li> <li>・実態に即して規定を整備する。(第3条、第5条の2、第7条の2)</li> <li>・表記の整理等文言修正を行う。(第1条、第4条、第5条、第6条、第7条)</li> </ul> <p>(2) 施行日</p> <p>平成29年4月1日。ただし、一部の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>条例の内容を実態に即したものにすることができる。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年7月22日 平成28年第7回教育委員会定例会において、「東大和市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例に係る意見の申出」について、議決。</li> <li>・条例の案文は、文書課において審査済み。</li> </ul>						
3. 留意事項 (問題点等)						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年第3回東大和市議会定例会に議案として提案したい。</li> <li>・関係する規則については、今後関係課と調整の上、改正手続きを進めたい。</li> </ul>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。